

ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

——スペイン、イタリアの事例

1. 街並みの形の違い

スウェーデンの老人ホームにいきましたら、ほとんどの人は、昼間は部屋にいない。連れ出してホールなどで仲間と一緒にいる。意識のない人でも車椅子にのせて、中庭に連れ出している。日本のように寝たきりの人が少ないので、スウェーデンの人に何故ですかと聞いたら「口から者が食べられなくなったら、ヒューマンパワーがなくなると、考え方です」という英語での返事でした。文化の違いかとおもいました。

イタリアの障害者の社会的協同組合は時計盤の絵を描いて売っている。受付にハンセン病のおじさんがにこにこして座っている。いろいろな施設が明るい。

スペインではたとえば、モンドラゴンの近郊にある女性専用の先進病院にいったら、建物の中に美容室、来客用にワインとかビールを出せるようなバーがある。昼間は、軽度の患者は町に出かけている。町の広場の中で、みんなと一緒に馴染んでいるし、遊んでいる。そこだけでなく、精神病院のある町では、軽度の患者は昼間、街中に散歩に出かけて、普通に町の人の中に溶け込んでいて、広場でぶらぶらしています。町の人たちもほとんど気にかけている様子はありません。ません。もちろん、素振りがおかしいところもあります。日本ではあまり見かけない光景なので、町を案内してくれた地元の人に尋ねると、「ちょっと頭がおかしいんだよ」と頭に指を当てます。しかし、そうした人が街中にいることは、みんなが嫌な顔をするのではなく当たりまえのようでした。私たちは町作りとか市民とか言いますが、どのような人たちを含めるのか。そのことを改めて考えさせられました。

第一、町の広場には平日の夕方になると、日本では縁日ではないかと思われるくらいに、人々が出てきます。そして子供を遊ばせ、大人達は立ち話をしたりしている。日本の町ではあまり見かけない光景です。

日本は、今、他人に厳しく社会的に排除しようという傾向があるが、ヨーロッパでは、社会や町で共に暮らすということ、社会で一緒に暮らす人は誰かということで、いろいろな人を排除しない。障害者や移民や、日本語でなんと言っているか、前科者などの社会的復帰や包摂ということを考えているのが特徴的です。社会的協同組合がそうした役割を果たしている。コミュニティの中で一緒にやっという気持ちがヨーロッパでは強い。日本の

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

場合は、いい人だけで、ダメな人は排除しようという傾向があるような気がする。社会の中にどんな人を含めるのかを市民も行政も企業も考えていく必要があるだろうと思います。

ヨーロッパの町並みは、皆さんもご存じでしょうが、まず自治体の数が多い。日本は現在、平成の大合併で 1,700 くらいですが、フランスは 5 万ほどコミューンがある。小さいのは数住人単位である。ヨーロッパでは自治体の数はへっては来ているが、自治体の数が多いのが特徴です。

スペインのモンドラゴンがあるギブスコア県にも 88 自治体（40 くらいが人口 2,000 人以下）があります。また、ヨーロッパの街にあるものは、広場、公園、緑、レストラン・バー、地区教会などがあり、なによりも人が街に見えます。また町には集合住宅が多く、一軒家は郊外にあるというのが普通です。

一方、日本の街にあるものは、駅、大規模店舗、広い道路、信号、広告、シャッター商店街、一戸建て住宅などで、町に人気がない。広場がないと言えます。街の形は暮らしの形だと思います。ヨーロッパはそうした町の中で、市民活動や社会的運動の面から言うと、市民の非営利組織（文化、スポーツその他を含む）、教会（在俗慈善団体）の医療福祉その他のサービスがあり、経済活動を含めた市民活動の形態としては、協同組合、共済組合、アソシエーション（非営利組織）、財団などが多くあります。

行政と市民活動とのミックスというのがヨーロッパの伝統にあると思われれます。たぶん教会の社会活動の歴史があるからだと思われれます。

2. 行政による社会サービス制度で日本と違うところ

スペインを例にとると、高齢者ばかりでなく社会的弱者をも対象にしているところです。公的な制度の中に、家族に対する在宅サービス支援金制度（家族とは共に暮らしている人とする（介護者法））があります。これはいわゆる資格のある専門家だけではなくて、それに準じて補完的な位置づけをしているものです。見守り在宅家族（他人）制度（住み込み、通い）、腕時計式のケータイ急連絡制度もあります。考え方としては、フォーマル（制度化）セクターとインフォーマル（非制度化）セクターの組合せです。

スペインでは、社会サービスや町作りに、公的制度の他に人々の自主的な活動を尊重するし、公権力がそれを支援するという考えが、たとえば憲法などに明記されています。協同組合や非営利組織などの振興を推進することが法律で保障されています。そこは日本の憲法にはない点です。日本はどちらかというと市民の自主的な動きを規制しようという考えが強い。日本では、政府が自助・共助・公助などと順番をつけていますが、そういうことではなくて、ミックスして推進するという考えです。ですから、行政が、民間組織を、安い下請

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

け感覚で利用するという考えよりも協力してつまり協働してコミュニティをよくしていこうという考えで、法律規則が作られています。

3. バスク政府による関連法律で特徴的なもの

バスク州によるアソシエーション補助金政令（2013年度）では、予算400万ユーロです。補助金対象者（前文）は、個人、家族、自治体、アソシエーション、ボランティア、社会事業組織です。事業内容（第一条）は、社会サービス、b. 社会的包摂、c. 家族防護、d. 児童・大人の防護、e. 移民支援、f. 高齢者支援、g 依存者支援、h. 性差別対策などです。また「依存者法」（2006年）で自立支援の施策を進めています。さらに、協同組合法、アソシエーション法、社会的経済法、共済組合法などで、地域の民間および市民的社会サービスの活動を促進させています。

行政・公権力だけで、社会サービスや社会政策を実施しようという発想は、いまや先進国ではどの国でも有効ではありません。単に財政問題だけではなくて、市民社会のあり方、市民のあり方としても、それでは豊かなものにはなりません。

4. スペインの年金

スペインは日本より年金制度はよいのです。最近は少しずつ厳しくなっていますが。失業率などでよくヨーロッパが高いと言われますが、これも日本と単純に比較することはできません。失業率とは賃金労働者を対象にしていますが、スペインでは自営業も多く、労働人口における賃金労働者比率は7割弱です。日本は9割です。

また、失業（雇用）手当などの社会保障の条件も日本よりよいのです。社会保障制度は、とりわけ労働運動の成果という側面が強いとおもいます。ヨーロッパでは公務員も労働者でストライキする権利があります。日本にはありません。参考までにスペインの年金金額を示しました。

表 1. スペインの個人月額平均 単位ユーロ

種類	2003 年	2008	2012
労働不能	640.45	805.73	890.96
老齢	624.66	821.55	955.41
寡婦	397.67	531.32	603.87
孤児	234.12	326.07	365.30
家族	302.34	431.56	488.24

出所： スペイン社会保障省統計。 注： バスク州の老齢年金月額平均は 1. 国全体の平均より 20%高い。1,024.37ユーロで全国平均より 25.65%多い(DIario Vasco, 2014. 10. 20)

5. スペイン、モンドラゴンの町

(1) 協同組合の町

モンドラゴン協同組合グループ（MCC）の本部があるので有名な町ですが、人口 2 万 2000 人の小さな町です。MCC 自体は全体で約 8 万人の従業員がおり、スペインのみならず外国にも工場をもっています。

この協同組合の町の社会政策的課題として役所が政策と掲げているのは、社会的困難者、失業（女性、壮年、移民、若者）、若者（麻薬）、高齢者（介護）、市民生活（文化的、社会的）などへの取り組みです。

表 2. モンドラゴンの人口比率（2011 年）

年齢	男	女	合計	合計比率%
0-19	1,800	1,751	3,551	16.2
20-39	2,965	2,567	5,532	25.2
40-64	4,128	4,049	8,177	37.2
65-	2,000	2,712	4,712	21.4
合計	10,893	11,079	21,972	100.0

出所/Instituto Nacional de Estadica, 2011に基づく

(2) 市当局による市民むけ補助金制度（県補助金法）

役所の政策の項目として「市民生活・アソシエーション」というのがあります。積極的に市民活動を支援しようというのは、バスク州政府だけではなくて、スペインの各州の共通し

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

た姿勢といえます。そのための歩率規則や予算をつけています。以下は、モンドラゴンの町の例です。

対象分野→文化、バスク語、教育、社会福祉、社会活動、平等、若者（雇用、麻薬その他）、雇用、環境、スポーツ、都市計画

申請者→アソシエーション、NGO、社会的企業、

補助金予算→578,000 ユーロ（2014 年度）、一団体 3,000 ユーロ—60,000 ユーロなど。

補助金交付評価基準→計画内容 15 点、組織機能 20 点、活動効果 45 点、男女参加 10 点。その他 10 点。最低 50 点で申請金額の 37.5%を、100 点満点で 75%を補助。

(3) 高齢者サービス関係アソシエーション補助金（2014 年） 38,000 ユーロ。

・基本→会員一人当たり 2 ユーロ。

・予算の 75%→交通費、機材費 50%、会議費 100%、発行物 75%、食事費 20%など。

6. モンドラゴン市内の社会サービスアソシエーション（非営利組織）

モンドラゴン市内にはモンドラゴングループとは関係のない非営利組織などが多くあります。スポーツ、文化、市民活動などさまざまなものがあります。もちろんモンドラゴングループの財団などから地域市民活動振興のための補助金を支給されている団体もあります。非営利組織も、たんにモンドラゴン地域だけに限定されて組織されているものだけに限りません。ここでは社会サービス関係に絞って紹介をします。

(1) 医療/社会福祉アソシエーション

① Caritas 教会系慈善事業団体

② Nagusilan. www.nagusilan.org アソシエーション、Entidad Interes Social.

米国の退職者高齢者ボランティアプログラムを参考に 1969 年に発足。現在 863 人間のボランティア（ギプス州。60 歳以上 665 人。モンドラゴン 41 人）。

モンドラゴンでのボランティア活動先→介護施設、病院（精神病院、市立病院）、食事サービス、買い物支援、話し相手、文化活動、雑誌発行、ボランティア教育、

予算 32,000 ユーロ（2013 年）

③ Pastoral de la Salud 保健サービス

④ San Juand de Dios, voluntaridad.

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

- ⑤ Hermans Hospitalarias, voluntariad. www.voluntariadohospitalario.org
- ⑥ Afagi. www.afagi.org
- ⑦ Atece
- ⑧ Adahigi www.adahigi.org アルツハイマー
- ⑨ Acabe 食餌問題家族会
- ⑩ Alcoholicos Anonimos アルコール中毒
- ⑪ Alanon
- ⑫ Once スペイン盲人教会（事業団体）
- ⑬ Bizibide
- ⑭ Atzegi www.atzegi.org
- ⑮ Gautena www.gautena.org 自閉症
- ⑯ Hurkoa www.hurkoa.org ディケア、他

(2) 高齢者・年金者アソシエーション

- ① Aboroa
- ② Toki Argi
- ③ Musakola
- ④ Uribarri
- ⑤ アリアンダ^g 障害者社会的挿入協働協同組合（Arianda） 2007年—

社会事業協同組合バスク法制（2000年）。社会的企業、社会的経済・連帯経済企業と呼ぶ。

事業活動、障害者を労働市場に参入させる。障害者が参加する。

EU社会基金の活用。民間企業（ZZ洗濯屋、44%出資）、モンドラゴングループ（MIK Coop, 7%）、カリタス（教会系慈善事業組織、33%）との協力、労働者（20%出資）。資本家の出資は49%以内とする。

(3) 社会的弱者支援アソシエーション

①ガキ^g Sargi、ギ^g スコア県内23団体（社会的協同組合、アソシエーション、財団など）で構成。労働挿入、移民支援、精神病患者社会挿入、その他。合計職員836人、ボランティア4,135人。利用者55,360人（2010年度）

②各自助グループ Grupo autoayuda
難病患者団体、障害者団体など

- ③ io domicilio

7 モンドラゴン市内の高齢者介護施設

非営利組織の高齢者施設にかぎって言えば、以下のようなものがあります。

この中でGSRはモンドラゴングループが運営している高齢者介護施設です。県や地方自治体の行政との契約によるタイアップで、地域の入居者を受け入れています。経営・運営上での財政上、費用上の問題点はやはり存在しますが、低所得者優先の原則で行っているようです。

- (1) グルーポ・アンマ (Grupo Amma) www.amma.es
- (2) コマ・ラングアゲ (Koma Language) www.spainwise.net
- (3) ラグンドウ在宅サービス (Ayuda Domicilio Lagundu)
www.cuidamayoreslagundu.com
- (4) GSR老人ホーム (G e s t i n S e r v i c i o s R e s i d e n c i a S . c L)
モンドラゴングループ, Lodosa, Andosila, Mendavia
- (5) ウダライツ介護施設・デイセンター (Udalaitz)
www.aspecegi.org

8. ボローニャ

つぎにイタリアのボローニャの事例です。ボローニャもまた協同組合運動が盛んな地域です。なにしろボローニャのあるエミリアロマーニャ州の企業の半分は協同組合だといわれています。地域の概要は次の通りです。

- (1) ボローニャ県人口 99 万人。ボローニャ市人口 38 万人。県人口 (2013) : 0-19 歳 16.9%、20-64 歳 59.1%、65-歳 24%。外国人移民 (11 万人、2011 年、ルーマニア 17%、アルバニア 7%、モルドビア 6%、ウクライナ 5%、他)。ボローニャ県の社会的弱者 24 万人、ボローニャ市 11 万人 (2010 年) (ISTAT、イタリア統計局)
- (2) ボローニャ AUSL (医療福祉事業公社)
イタリアの医療保健制度は、国民保健サービス制度 (SSN) に基づく医療福祉公社が単位となっています。その実施主体は自治体 (コムーネ) の単位が運営している AUSL です。全国に約 150 程度あります。地域の保健管理運営、開業医、病院、介護施設、

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

社会サービス、動物医療までを制度的に管理しカバーしています。病院の種類は、AUSL病院、民間非営利病院・営利病院の三種類があります。SSN制度に参加していない民間病院はあまり多くありません。

9. イタリア、ポローニャの社会事業関係非営利・協同組織

SSN制度やAUSLの制度と事業に関連しながら、非営利・協同組織の事業が盛んです。その種類は以下のとおりです。

- サードセクターTerzo Settore
 - ・ ボランティアアソシエーション
 - ・ 社会推進アソシエーション
 - ・ 社会的協同組合
 - ・ 財団
 - ・ NGO

10. ポローニャの社会的事業のボランティア組織

- 緊急宿泊所 Acoglienza residenza 15 団体
- 家庭内支援 Assistenza domestica 10 団体 +5
- 在宅支援 Assistenza domiciliare 21+3 +1 団体
- 保健支援 Assistenza sanitaria 18+3+4 団体
- 社会支援 assistenza sociale 17+20+3 団体
- 社会医療（難病など）支援 Assistenza sociosanitaria 16+17+3+1 団体
- 医療支援（海外支援を含む） Cure sanitarie 29 団体
- 寄り添い Accompagnamento 10+2 団体
- 社会的推進 Promozione sociale 9 団体
- 社会的挿入 Reinserimento 2 団体
- 社会的ツーリズム Turismo sociale 3 団体
- 自立扶助グループ

・ 以上のものの根拠となる法律としては、アソシエーション法、ボランティア法、協同組合法などがあります。日本ではこの点の整備は進んでいないといえます。

11. ボローニャの社会センター-Centro Sociale

イタリアで地域の高齢者たちを中心に組織されている団体として社会センターがあります。これはボローニャが発祥の地です。

(1) 社会センター

地域の高齢者の自主的な活動。文化活動、社会連帯活動。地区自治体による支援（施設貸与、資金面では支援はない）。民主的非営利アソシエーション。全国高齢者センター連合会 ANCESCAO (Associazione Nazionale Centri Sociali Anziani e Orti)。社会推進アソシエーション団体に加盟。全国に1,328センター、40万人(2011)。1990年ボローニャで設立。本部ボローニャ。菜園活動など。2000年法383号により社会推進事業の法人格。2013年に定款改正（社会的連帯、民主主義、世代間連帯。文化、環境、健康、教育、社会的推進、自主財源事業、）。独居老人対策、社会化、余暇対策、保健健康対策、病気予防、認知症予防。

(2) ボローニャ市内の社会センター 9カ所

・ナビーレ地区社会センター

12. ボローニャ、人民の家 Casa del popolo

日本では、イタリアの「人民の家」が知られています。しかし、1970年代がピークで、現在もほそぼそと存在しています。旧共産党、民主党系で、誕生は古く1893年エミリアロマーナ州、労働者協同組合運動。生協運動。現在、ボローニャ市内の5カ所くらい。

13. 市民・社会運動と非営利・協同セクターの推進

モンドラゴンやボローニャに見られる特徴はどのようなもののでしょうか。なによりも市民や人々が主体的自主的に町作り、社会作りを行うという姿勢です。もちろん、行政などとの協働も必要とされます。しかし、それはあくまで対等なパートナーシップを原則としなければなりません。この点はこの両国でも簡単に言えることではありませんが、しかし、公権力が非営利・協同セクターを支援しようとする枠組みや社会的合意があります。

奇しくも昨年2013年11月に韓国のソウル市が主催した社会的経済会議には、モンドラゴン、ボローニャ市、カナダのケベックの代表も呼ばれて参加しました。行政と市民セクタ

「講演」ヨーロッパの町に学ぶ・ささえあいと協働

一、社会的経済セクターが協働する気運は、お隣の韓国では高まっています。しかし、そうした地域社会の社会的経済的文化的活動展開を進める上で、問題点もあります。以下に列記します。

- ・行政単位が大きすぎるとサービスが低下する。市民・社会運動が育たない。
- ・経済セクターはすくなくとも3つある。当面は最適ミックスを目指す。
- ・非営利・協同・市民セクターが有用性をもつこと公権力に認知させることが必要。
- ・非営利・協同・市民セクターの推進のために法制度などの支えが必要である。
- ・労働者・市民が活動できる時間とカネが必要である。
- ・市民・労働者が主人公である地域の暮らし。さらには経済事業活動。
- ・おまかせ民主主義ではなく。社会的連帯と協同。